

神戸市立科学技術高等学校いじめ防止基本方針

(令和7年4月一部改訂)

はじめに

「いじめは、どの校種でも、どの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の生徒が、楽しく心豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「神戸市立科学技術高等学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」は、

○神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を行う。

○生徒、教職員の人権感覚を高める。

○生徒と生徒、生徒と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。

○いじめを早期に発見し、いじめ問題の解消に向けて適切な指導を行う。

○いじめの問題について保護者や関係機関との連携を深める。

の5つのポイントに重点を置いて取組を進める。

1. 「いじめ」とは

「いじめ」とは、本校に在籍している生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、その行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じているもの。

本校では「いじめ」を訴えてきた生徒の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応にあたる。

2. 本校の教職員の姿勢

- ・生徒が自己実現を図れるように、本校での学びの特色を生かした学校経営・学年経営を行い、学校生活の中心となる、分かる授業を日々行うことに努める。
- ・生徒一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、生徒との信頼関係を深める。
- ・部活動を通じて、努力や協力の重要性を知り、他者理解と自己有用感の涵養を図る。
- ・生徒の思いやりの心や命の大切さを育み、「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることをさまざまな活動を通して生徒に示す。
- ・生徒一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や科・学年、同僚への協力を求める意識を持つ。

3. 校内体制について

(1) 科学技術高等学校いじめ問題対策委員会を設置する。

構成は、校長、教頭、指導部長、生徒指導担当、科指導係、学年生指、養護教員、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、事象関係職員とし、状況に応じて関係機関等の必要な人材が参加する。

(2) いじめ問題対策委員会の役割

- ・本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、生徒、保護者へのいじめ防止

の啓発等に関するものを行う。

- ・いじめの相談があった場合には、当該担任等に加え、事実関係の把握、関係生徒、保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、生徒の個人情報の取り扱いを十分に注意しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- ・本校のいじめ対策についての取組の検証と改善を行う。

4. いじめを未然に防止するために

＜生徒に対して＞

- ・生徒一人一人が認められ、お互いを大切にしたい、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級や学校のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・分かる授業を行い、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心や生徒一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを学級活動をはじめ、すべての教育活動を通して育てる。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を、全ての生徒がもつようさまざまな活動の中で指導する。
- ・見て見ないふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、教職員や友だちに知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。

＜学校全体として＞

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・いじめに関するアンケート調査を学期に1回以上実施し、結果から生徒様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ・いじめチェックリストを活用し、担任を中心に生徒の状況を複数の教員で観察する。
- ・スクールカウンセラーや養護教員・特別支援コーディネーターを中心に教育相談体制の充実を図り、必要に応じスクールソーシャルワーカーと連携するとともに全教職員で生徒の心のケアに当たる。
- ・毎年度「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・生徒会活動を中心に、生徒が自主的に「いじめ撲滅」を目指す取組を進める。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

＜保護者に対して＞

- ・いじめを受けている、いじめに関わっているという子供が発する変化のサインに気づいたら、すぐに学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭の連携を深めることが大切であることを各種保護者会、学年だより、ホームページ等で伝えて、理解と協力を得る。

5. 「いじめ」の早期発見について

- ・教員がそれぞれの関わりの場面で、チャンスカウンセリングを意識して行い、日常の生徒の様子を見守る。
- ・生徒の様子を担任はじめ多くの教員で見守り、気づいたことを定期的に共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる生徒には、積極的に声かけを行い、安心感を持たせる。
- ・アンケート調査等を活用し、生徒の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、生徒との信頼関係を深める。

6. 「いじめ」の早期対応について

- ・いじめに限らず、困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを生徒に伝えていく。
- ・いじめられている生徒や保護者からの訴えを、親身になって聞き、生徒の悩みや苦しみを受け止め、生徒を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・特別な支援を必要とする生徒に対する「いじめ」の未然防止・早期発見・早期対応には十分に配慮する。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに、いじめ問題対策委員会等、校内で情報を共有する。
- ・学校として組織的な体制のもとに、事実関係の把握を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校・家庭の協力のもとに解決していく。
- ・再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者への支援と、いじめを行った生徒への指導と保護者への支援を継続的に行う。
- ・状況によっては、教育委員会事務局、所轄警察署、少年サポートセンター、神戸市こども家庭センター（児童相談所）、医療機関、法務局等の人権擁護機関と連携して対応する。

7. インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の利用に関して、マナーやルールづくり等について、保護者に協力を依頼する。
- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性について、最新の情報を把握して生徒や保護者に啓発する。
- ・情報モラル、情報リテラシーを授業で学ばせ、より積極的に進めるために、関係機関との連携を進める。
- ・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、事案によっては所轄警察等の関係機関と連携して対応する。

8. いじめ事案への対応について

- ・人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、指導の記録をきちんととる。
- ・保護者に対して、事実について説明するとともに、今後二度と起こらないような体制について説明し理解を得る努力をする。
- ・いじめられた生徒を守るために、全教職員で情報を共有し、解決に向け組織的に支援を行う。
- ・教育委員会事務局に事実関係を報告する。
- ・いじめた生徒へは、いじめは許さないという毅然とした指導を行う。周囲の生徒も含め、相手の思いや自己の行為を考えさせるとともに、いじめた生徒がいじめに至った背景、抱えている問題をくみ取り、二度といじめを起こさない環境を構築する。
- ・重大事態が発生した際は、教育委員会事務局の指示のもと調査する。
- ・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、事実関係を把握し調査委員会に速やかに提出する。
- ・いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。

9. いじめの解消について

- ・いじめが解消している状態の判断は、いじめを受けた生徒への心理的・物理的な影響を与える行為が少なくとも3か月間継続してみられないことに加え、本人とその保護者に対し面談等により心身の苦痛を感じていないことの確認をもって判断を行う。

※「解消」を急ぐことなく、組織的に十分な見守り等の支援を続ける。例えば、同じ集団の中でいじめが潜在化し、ターゲットが変わりながら継続することもある。

10. その他

- ・学校評価においては、年度毎の取組について、生徒、保護者からのアンケート調査、教職員・学校評議員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。
- ・この基本方針は本校の状況に応じて、科学技術高等学校いじめ問題対策委員会において点検・見直しをすすめ、適切に改訂を行う。

平成26年 3月30日初版

平成30年 4月 2日改定 「神戸市いじめ防止等のための基本的な方針」の改定による

平成31年 4月 神戸市立科学技術高校いじめ問題対策委員会において、一部改訂

令和 2年 4月 神戸市立科学技術高校いじめ問題対策委員会において、見直し

令和 3年 4月 神戸市立科学技術高校いじめ問題対策委員会において、一部改訂

令和 3年 12月 神戸市立科学技術高校いじめ問題対策委員会において、一部改訂

令和 4年 4月 神戸市立科学技術高校いじめ問題対策委員会において、見直し

令和 5年 3月 神戸市立科学技術高校いじめ問題対策委員会において、見直し

令和 6年 4月 神戸市立科学技術高校いじめ問題対策委員会において、一部改訂

令和 7年 4月 神戸市立科学技術高校いじめ問題対策委員会において、一部改訂